

# 令和2年度防火活動支援認定事業のご紹介

前号(令和3年1月発行)でご案内した「令和2年度防火活動支援事業の認定」につきまして、補助対象となった「先進的な防火活動の取組み」の詳細をご紹介します。

## □兵庫県広域防災センターでの防災体験学習

兵庫県が県営住宅居住者で主に65歳以上の介護保険サービス等を受給している高齢者の防火意識等の啓発・向上を図るため、兵庫県広域防災センターにおいて防災体験学習を受講させた事業です。

特徴的なのは、対象である高齢者自身が火災等発生時に備え、いざという時の知識・対応力を習得することはもちろん、さらに一層の防火活動等の実効性を上げるために、日常生活を支援する担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員と一っしょに当該体験学習に参加したことです。

「本学習を通して支援者・被支援者がともに、平常時から防災・防火意識を共有する。」この点が防火活動支援事業として認定された大きな要因となりました。

### 1. 事業実施の経緯

これまで兵庫県では、住宅防火施設整備補助事業を通して、消火器や住宅用火災警報器等の設備の整備を進めているにも関わらず、県営住宅の火災発生件数は、全国の他の地方公共団体の公営住宅と比較して多い傾向にありました。県土整備部住宅建築局住宅管理課では、この状況を打破するために、従来とは異なる活動が必要であると検討している際に、全国公営住宅火災共済機構より、防火活動への補助事業の実施通知を受け、今回の事業の実施を計画しました。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業趣旨

県営住宅居住者で主に65歳以上の介護保険サービス等を受給している高齢者の防火意識等の啓発・向上を図ること。

#### (2) 事業概要

対象高齢者が日常生活を支援する担当ケアマネジャー、地域包括支援センター職員と一っしょに兵庫県広域防災センターにおいて防災体験学習に参加する。広域防災センターまでの往復の交通手段は、貸切中型バスを利用。

- ①事業実施日 令和2年10月25日
- ②事業対象者 兵庫県営住宅 姫路吉田住宅、姫路日出住宅に居住する主に65歳以上の高齢者で、かつ現在介護保険サービスを利用している方  
参加人数 20名(うち2名は指定管理者)

#### ③兵庫県広域防災センターの防災体験学習の内容

- 体験学習アドバイス … 暮らしの中における防火・防災等の災害への備えに関するアドバイス等
- 体験型学習・訓練

1.地震体験 2.消火器取扱体験 3.屋内・屋外消火栓取扱体験

※介護支援者の介助のもとに、体力が落ちた高齢者でも取組みが可能な体験学習プランを習得しました。

- ④当日同行した関係者 ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、兵庫県公社住宅サービス職員

- ⑤事業実施担当主管課 県土整備部住宅建築局住宅管理課  
提携先部署 兵庫県広域防災センター  
兵庫県公社住宅サービス … 指定管理者  
協力先 姫路市城乾・東光地区地域包括センター等
- ⑥所要経費 127,380円 ※内訳 資料作成代、同行指定管理者人件費、中型バス代、普通傷害保険料等
- ⑦事業実施にあたっての関係者打合せ実施回数 2回

写真は会員サイトでのみ公開しております。

講習

写真は会員サイトでのみ公開しております。

地震体験

写真は会員サイトでのみ公開しております。

消火器取扱体験

写真は会員サイトでのみ公開しております。

消火栓取扱体験

### 3. 事業実施

#### (1) 準備から実施まで

まず、指定管理者や地域包括支援センターとともに対象団地の選定を行い、次に複数ある兵庫県広域防災センターのメニューの中から、高齢者の方々が参加しやすく、より効果的なメニューを選択することに注力しました。しかし、県営住宅の入居者は高齢者の方が多く、新型コロナウイルスに罹患した場合に、重症化するリスクが非常に高く、かつ、今回の事業はバスによる集団移動を計画していましたので、対象となる団地入居者から理解を得ることが難しく、ご協力いただけないケースが発生し、参加者を募る点に特に苦労を要しました。

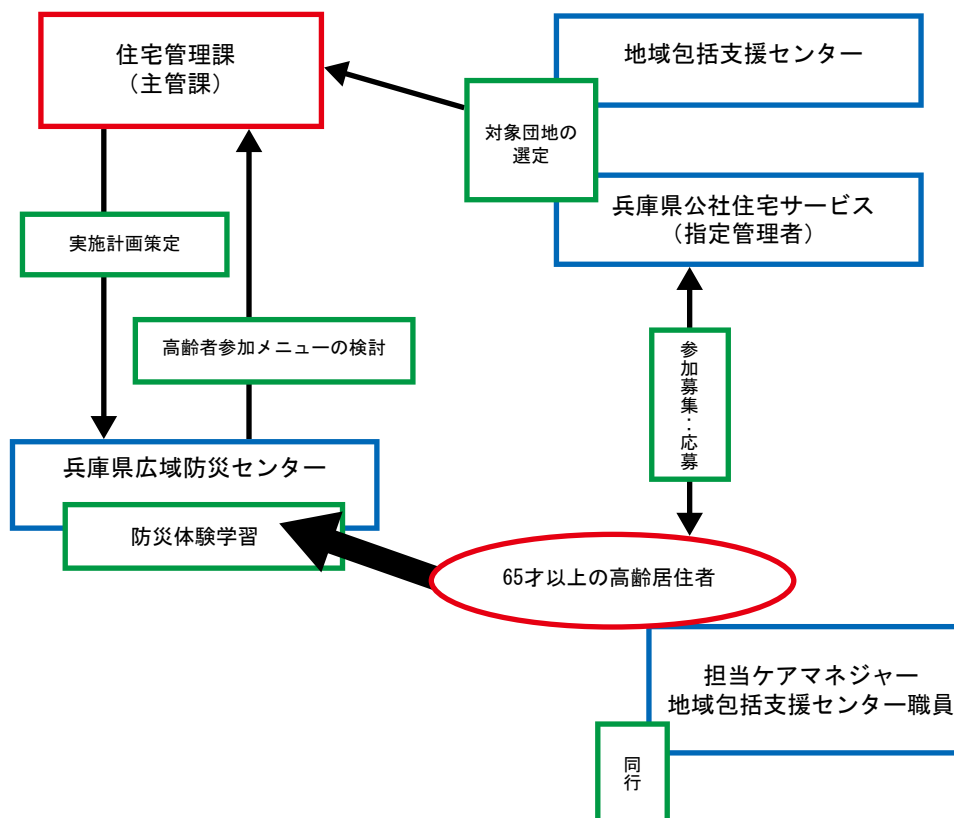
#### (2) 実施にあたって

今回の事業への参加者決定後は、新型コロナウイルス対策として、参加する方々には事業実施日及び実施日前の2週間、毎朝の検温を依頼するとともに、バスによる移動時や広域防災センターでの座学の際には窓を開ける等の換気を徹底して行いました。

また、今回の事業では、その実効性を上げるために、県営住宅の高齢入居者本人のみならず、その方を担当するケアマネジャーや地域包括支援センター職員にも、当日、防災体験学習・訓練に参加してい

ただき、介護の支援者・被支援者がともに防災・防火についての知識といざという時の対応力を習得してもらうことで、平常時から防火・防災を意識してもらえようようにしました。

兵庫県広域防災センター防災体験学習事業



(3) 事業終了後に振り返って

県営住宅の入居者の高齢化率が上昇の一途をたどる中、高齢入居者への防火等の意識を啓発することは、ますます重要になるため、引き続き当該事業と同様の事業を継続したいと検討しています。その際には、火災や災害発生時に高齢者が高齢者の避難を支援する場面も想定し、今回実施した兵庫県広域防災センターでのメニューには含まれていませんでしたが、避難時の高齢者同士の支援の仕方等についても座学あるいは体験できるようにしたいと考えています。

さらに、兵庫県では寝タバコ等の入居者起因による火災(ボヤ含む)が多く発生しているため、高齢者に限らず、入居者自身により当事者意識を持ってもらえるようなセミナー等の開催も効果的であると考えています。

防火活動支援認定事業「兵庫県広域防災センターでの防災体験学習」のご紹介は、以上になります。

この事業は、火災予防の実効性を高めるために対象となる高齢入居者のみならず、生活支援者である福祉関係者といっしょに体験学習に参加するスタイルで、兵庫県の独自の視点を盛り込んだユニークな事業として評価が高く令和2年度防火活動支援事業のリーディング事業として、認定されました。

地域によっては、体験学習ができる施設は限られるとは思いますが、このコロナ禍において、イベントを実施するにあたっての対応等は、非常に参考になるものと考えます。担当者の方の日頃の業務のなかでの「気づき」が取組みの起点になり、火災予防の強化の対策につながった事業となりました。

## □愛知県豊橋市高齢者世帯火災予防支援事業

愛知県豊橋市住宅課が、指定管理者および消防本部と連携して、公営住宅の単身かつ75歳以上の世帯を対象に戸別訪問を行い、高齢者でも扱いが容易なエアゾール式簡易消火具の配付とその使用上の注意点の説明と、各対象者の生活にあわせた防火指導も行った事業です。

事業の実施主体である住宅課が、配布資料等の作成を消防本部に依頼し、対象世帯の訪問活動するのは指定管理者と消防予防課、消防救急課という体制で実施し、今後の防火活動支援事業の普及にあたり、公営住宅等管理の現場が一番取り組みやすいモデルになるという点が評価されました。

### 1. 事業実施の経緯

市営住宅の指定管理者である豊橋市営住宅管理センターは、市営住宅の高齢化が進む中、防災訓練とは別に高齢者を対象とした啓発事業を考えており、市の住宅課に、「年1回を目安に高齢単身居住者を中心に災害情報の提供を行い、防災意識の普及と啓発事業の推進を行う」とした事業計画書を提出していました。

この事業計画書の提出を受けて、指定管理者の自主事業を行うよう指導する立場にある住宅課では、自主事業が具体化できる機会を検討していたところに、防火活動への補助事業の試行的実施の通知がありました。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業趣旨

市営住宅に居住する75歳以上の単身入居者へ、高齢者に寄り添った防災意識の普及と啓発活動を行う。

#### (2) 事業概要

住宅課、指定管理者(豊橋市営住宅管理センター)、消防本部予防課及び消防救急課の3者が、単身高齢者世帯を戸別訪問し、防火指導等を行うとともに、エアゾール式簡易消火具の配付とその使用方法・保管上の注意点も併せて指導を行いました。

##### ① 事業実施期間

令和2年11月9日(月)～13日(金)

消防本部の「秋の火災予防運動(11月9日～15日)」の事業の一環として実施し、1日あたり7戸を訪問し、各戸の訪問は9日～11日は、9:20～11:40の時間帯、12・13日は、13:20～15:40の時間帯で実施。1戸当たりの訪問所要時間は20分程度で行いました。

##### ② 事業対象住宅と対象者

市営西口住宅1号棟(豊橋市高師町)に居住する75歳以上の単身世帯

この住宅は、平成31年2月建設、5月より入居開始した総住戸数121戸の住宅ですが65歳以上の単身高齢者世帯が多いため、禁煙住戸を設けるなど火災予防に配慮しています。

##### ③ 事業実施担当主管課

豊橋市建設部住宅課

##### 提携先部署

豊橋市営住宅管理センター(指定管理者)

豊橋市消防本部 予防課、消防救急課

##### ④ 事業実施体制

豊橋市建設部住宅課 1名

豊橋市営住宅管理センター(指定管理者)職員 1名

消防本部予防課 再任用職員 1名

消防本部消防救急課職員 1名

⑤所要経費 51,975円（財源は全て補助金による）

⑥当日までの提携部署との打合わせ実施回数

消防本部 5回程度

豊橋市営住宅管理センター（指定管理者）とは、月1回の定例の連絡会議で行いました。

### 3.事業実施

#### (1)準備から実施まで

まず、住宅課から消防本部予防課に対し本事業の提案を行い、さらに人員の点から、消防本部予防課から消防救急課へ依頼をしてもらう形をとりました。

消防本部予防課とは、事業実施の役割分担や訪問時に配布するチラシの内容について4、5回打合せを行い、最終的に、戸別訪問時に配布する機材は、エアゾール式簡易消火具としました。


打合せ段階では、消防本部より、候補としてエアゾール式簡易消火具のほかに、不燃性のエプロンや腕カバー、簡易型のブレーカー自動遮断装置等の提案がありました。

エアゾール式簡易消火具に決定後は、消防本部予防課が使用方法等の説明用チラシの原稿を作成し、必要部数が少なかったことから、印刷は、住宅課の在庫にあったプリンター専用紙を使用して、カラー印刷しました。それ以外のチラシは、消防本部が用意しました。

事業実施決定後は、消防本部予防課が「秋の火災予防運動」の実施内容の一つとして報道発表し、HPにて紹介も行っていきます。

また、戸別訪問の実施主体となる豊橋市営住宅管理センター（指定管理者）とは月1回の連絡会議などで具体的な訪問計画について打合せを行いました。

まず、戸別訪問は7人ごとのグループに分けて日にちを指定し、時間は9:20~11:40といったように幅をもたせて案内することを決め、事業概要については、事前に西口住宅の自治会長にも報告しました。対象世帯に対しては、事前に訪問日時を知らせるため、2週間ほど前に事業案内を自宅の郵便受けに投函しましたが、事前に訪問日の変更依頼の電話があったのは1件のみで、実際は当日に職員が訪問した際に日程を変更するケースもあり、臨機応変な対応が必要となりました。



写真は会員サイトでのみ公開しております。

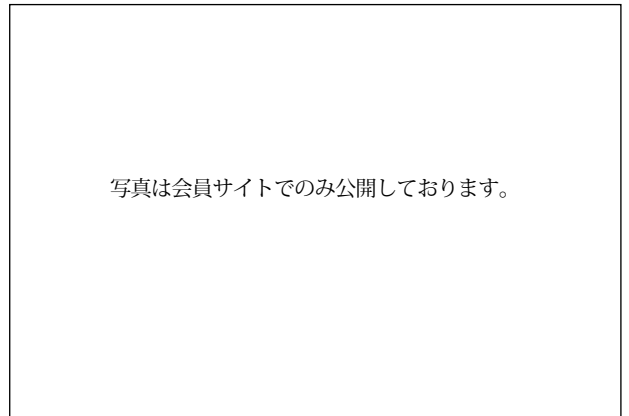
打ち合わせの様子（住宅課と消防本部予防課）

#### (2)訪問内容

実施日は、住宅課、豊橋市営住宅管理センター、消防本部予防課、消防救急課から各1名ずつ計4名で対象世帯住戸を戸別訪問しました。

まず、対象者にエアゾール式簡易消火具を渡し、使用方法と使用期限が切れたときの処分方法等をチラシを使って説明し、その後消防本部職員が居住状況を見て、それぞれの暮らし方に合った生活上の注意点について、チラシを使いながら指導しました。

具体的には、消防本部予防課の職員は、コンロ廻りに燃えやすい物を置かないことや、緊急時に駆けつけてくれる人がいるかなどの聞き取りをし、消防救急課職員は、床に敷いたマットで転倒しないようにすることや、家具の転倒防止の処置などを指導する一方で、喉に物を詰まらせかけたことがなかったか等の聞き取りを行いました。なお、室内への入室を拒む入居者には、玄関先や1階ホールにて対応しました。

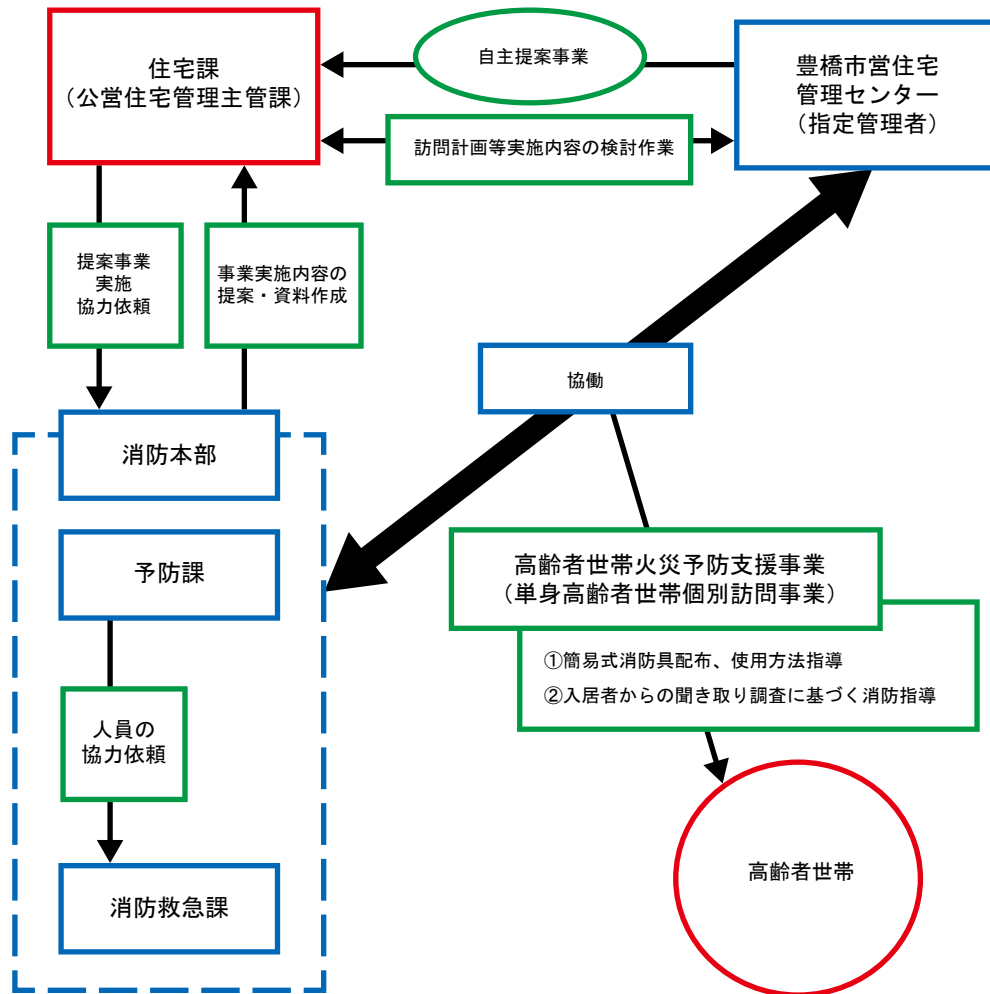


戸別訪問の様子

豊橋市高齢者世帯火災予防支援事業

●事業実施内容

消防器具使用方法指導、簡易消火具配付(使用指導含む)、生活状況の聞き取り、生活指導



(3) 事業終了後に振り返って

この「高齢者世帯火災予防支援事業」は、戸別訪問をした入居者の方々からは、消防職員が居室の現況を見ながら、実際の暮らしぶりやそれぞれの事情に沿った必要な注意点等を指導したこともあり、実生活に役立つと好評でした。

また、防火活動支援事業に対する消防本部の評価が高いこともあり、今後、消防本部と更に連携をしっかりと行い、「高齢者世帯火災予防支援事業」の対象戸数を順次計画的に増やしていきたいと考えています。そのため、次のような点の改善を検討したいと考えています。

①自治会からの事業実施の通知

次回からは、事業の実施について、自治会からも別途案内をすることで、さらなる周知の徹底を行い、訪問対象外の住宅居住者に対しても事業への理解と防火に対する取組課題の認識形成を図ります。

②戸別訪問予定期間にゆとりをもたせる

限られた実施期間の中で、多くの世帯を訪問する必要から、戸別訪問スケジュールがタイトだったため、例えば、訪問日の変更の申出による、ほかの対象世帯との訪問日の入替え等の日程調整作業が大変でした。今回は柔軟に対応できるよう、もう少し日程に幅をもたすことが必要だと考えます。

③戸別訪問時における生活介助者等の同席

知的障がい者の方など、ヘルパーによる介助等を受けている世帯への指導は、介助者の方や別居している家族にも一緒に聞いてもらうことでより高い実効性を図れるのではないかと考えています。

④外国籍の入居者への対応

今回、外国籍の入居者是对応できず対象から外しましたが、今後の課題です。

当該事業の主管課である住宅課は、火災共済機構の住宅防火施設整備補助事業の利用により、整備を進めていた住宅用火災警報器の交換事業が終了したため、新たな補助申請事業を検討する一方で、指定管理者である豊橋市営住宅管理センターから提案された自主事業を指導する立場から、提案された自主事業が行える機会を検討していました。

また、提携先の部署である消防本部は、近年の主要課題である「高齢者の火災予防」に対し、実効性のある啓発の機会がないか検討していました。

そこにタイミングよく、火災共済機構より「令和2年度防火活動に対する補助事業の試行」が実施されたことから、「高齢者世帯火災予防支援事業」について該当事業予算がなかったものの、消防本部の協力と機構の補助金で実現できました。

以上が、令和2年度認定事業「高齢者世帯火災予防支援事業」の紹介になります。

本事業は、主管課である住宅課が、全国の公営住宅が抱える喫緊の課題「高齢単身世帯の実態把握、見守り」について、防火活動を通してフォローアップすると同時に、指定管理者の提案事業のバックアップを行い、消防庁の全国的課題とニーズにセットしていったという、全国どこにおいても見本になるような提携スキームを実現した点が、非常に評価され、防火活動支援事業のリーディング事業として、認定されました。

豊橋市からは、早い時期から「高齢者世帯火災予防支援事業」を今後の継続事業として検討したい旨の申し出があり、先に紹介いたしました兵庫県も引き続き継続を検討されていることから、防火活動に対する補助事業は、令和3年度より住宅防火補助事業の主要な補助対象として、位置づけてまいります。防火活動に補助を行う事業の性格上、引き続き、事業の内容について審査した事業に補助する形になりますが、ご検討事例があれば事前にご相談いただき、ご活用いただきたくお願い申し上げます。